諮問庁:法務大臣

諮問日:平成30年10月12日(平成30年(行情)諮問第451号) 答申日:平成31年1月29日(平成30年度(行情)答申第404号)

事件名:「今現在、受刑者が受けることができるとされている通信教育項目リ

ストの詳細」の不開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき,これを保 有していないとして不開示とした決定は,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月22日付け法務省矯総 第1653号により法務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。) が行った不開示決定(以下「原処分」という。)は不当であるため、行政 不服審査法の規定により、本件審査請求を致します。

2 審査請求の理由

本件にかかる開示請求の内容に係る受刑者が受けることができるとされている通信教育項目のリストは当所(特定刑事施設を指す。以下同じ。)内において実際に作成されて運営されているものであり、仮に同リストそのものを貴本省(法務省を指す。)において所有していないとしても、これを貴省(法務省を指す。以下同じ。)掌管すべき事柄であると見なして、当所に確かめの上(あるいは大阪矯正管区といった、これらの貴省所管課にある下部組織に確かめの上)、速やかに開示請求者へ開示すべきものであると思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により、「今現在、受刑者が受ける事が出来るとされている通信教育項目リストの詳細(期間・値段等を含む)の全て(特定刑事施設運用中の分と、法務省許可分を含む。)。」(本件対象文書)を請求したことに対し、処分庁が、本件対象文書について法9条2項の規定に基づき、請求に係る本件対象文書は保有しておらず、存在していないことを理由として、平成30年6月22日付け法務省矯総第1653号行政文書不開示決定通知書により、不開示決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、速やかに開示請求者へ開示すべきものであるとして、原処分の取消し

を求めていることから,以下,本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 刑事施設で行う通信教育について、被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3325号。以下「本件訓令」という。)6条1項において、刑事施設の長は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)13条1項に規定する措置として、必要に応じ、集団で行う余暇時間帯における知的、教育的及び娯楽的活動並びに運動競技等の実施について企画を行うものとし、同規則13条2項に規定する、費用の全部又は一部を国庫の負担とすることができる教育的活動としては、平成18年5月23日付け法務省矯成第3326号「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について(依命通達)」5(1)により、社会教育法(昭和24年法律第207号)51条の規定に基づき文部科学大臣が認定した通信教育等が定められている。
- (2) 今般,本件審査請求に関して,処分庁担当者をして,本件対象文書に ついて事務室及び文書庫並びにパソコン上のデータを確認させたところ, かかる文書の存在は認められなかった。

また,前述のとおり,刑事施設で行う通信教育については,本件訓令等に定められており,処分庁において刑事施設で行う通信教育項目リストを別途作成することは,本件訓令等上定められていないことから,処分庁において本件対象文書を保有していないとしても,不自然,不合理な点は認められない。

(3)以上のとおり、本件対象文書について、処分庁において保有しておらず、存在しないことを理由とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成31年1月11日 審議
- ④ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を 行ったところ、審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであるとして、 その開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、 以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 諮問庁の説明は、上記第3の2のとおりである。
- (2) そこで、諮問庁から本件訓令、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3326号「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について(依命通達)」の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところによると、刑事施設で行う通信教育について(依命通達)」5(1)により、費用の全部又は一部を国庫の負担とすることができる教育的活動として、社会教育法(昭和24年法律第207号)51条の規定に基づき文部科学大臣が認定した通信教育等と定められているが、本件訓令等上、処分庁において刑事施設で行う通信教育項目リストを別途作成することは定められていないと認められる。また、審査請求人においても、法務省(本省)において本件対象文書を保有していることを裏付ける具体的な根拠等を提示していないことを併せ考えると、法務省において本件対象文書を保有していることを裏付ける具体的な根拠等を提示していないことが、不自然、不合理とはいえない。
- (3) そして、上記第3の2(2) のとおりの本件対象文書の探索の範囲及び方法についても、問題があるとは認められない(なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、探索場所は法務省矯正局内の事務室及び文書庫並びにパソコン上のデータであるとのことである。)。
- (4)以上のことから、法務省において、本件対象文書を保有しているとは 認められない。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有している とは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙(本件対象文書)

特定刑事施設運営に関わる、下記の法務省保有行政文書を請求する。

今現在,受刑者が受ける事が出来るとされている通信教育項目リストの詳細 (期間・値段等を含む)の全て(上記同所運用中の分と,法務省許可分を含む)。